

# 令和3年度 奈良県医療費増加要因分析業務 委託仕様書

## 1 目的

第3期奈良県医療費適正化計画（以下「3期計画」という。）に掲げる医療費目標を達成するための効果的・効率的な医療費適正化の取組の検討・立案に資するため、奈良県の医療費の3期計画期間前からの増加要因について、需給双方の観点から分析を実施する。

## 2 業務概要

### (1) 名称

令和3年度 奈良県医療費増加要因分析業務委託

### (2) 契約期間

契約締結の日から令和4年3月4日（金）まで

## 3 委託業務の内容

### (1) 共通事項

- ・委託者（県）は契約締結時に、以下のデータを提供する。

厚生労働省より提供を受けたNDB（レセプト情報・特定健診等情報）集計データ  
平成29年度・平成30年度・令和元年度分（内訳一覧は別添1）

- ・以下（2）～（5）の業務において用いる医療費は、厚生労働省が公表する「概算医療費」とすること。
- ・医療費の増加は、平成29年度（3期計画期間前）と令和元年度との比較で判断すること。

### (2) 奈良県と全国との医療費増加に係る比較の見える化

- ・奈良県の医療費増加の特徴を全国・他都道府県の比較で見える化するため、「概算医療費」のレセプト件数・受療日数・医療費額から、医療費の3要素（1人当たりレセプト件数・1件当たり受療日数・1日当たり医療費）を算出した上での3要素ごとの寄与度グラフなど、各種資料を作成すること。
- ・作成資料の選定に当たっては、県と受託事業者で協議する。

### (3) 奈良県の医療費増加が全国を上回る場合の要因分析

- ・ここでの「全国を上回る場合」とは、奈良県の医療費において、全国の医療費の平均伸び率を上回る増加が認められる場合をいう。（以下全て同じ。）

- ・奈良県の医療費増加が全国を上回る場合、「上回る」部分の要因を分析し、以下 a ～ c に分類・整理すること。
  - a. 医療提供（供給）側要因
    - （例）医療供給の過剰、医療機関の収益確保行動
  - b. 患者（需要）側要因
    - （例）健康状態、受診行動、不適切な医薬品使用行動
  - c. その他の要因
    - （例）高齢化、感染症の流行、医療の高度化、所得水準
- ・「概算医療費」による 3 要素と必要となるデータ（公表されている各種指標、NDB データ等）を用いた要因分析を行うこと。
- ・他の要因分析手法があれば、提案すること。

#### （４）奈良県医療費の全国を上回る増加要因の評価

- ・上記 3（３）の分析結果について、以下  $\alpha \sim \gamma$  のいずれに該当するかを評価すること。評価手法については、以下 3（５）の定量化を可能とする手法とすること。
  - $\alpha$ . マイナス要因（奈良県が解消しなければならない状態）
    - （例）過剰医療、コンビニ受診
  - $\beta$ . プラス要因（望ましい状態の医療費への反映）
    - （例）奈良県内で不足する医療提供体制の充実、生活習慣病の早期受診
  - $\gamma$ . 上記の評価になじまない外部的要因

#### （５）奈良県医療費の全国を上回る増加額の要因別内訳額の算出（定量化）

- ・奈良県医療費の全国を上回る増加額について、上記 3（３）で分析した各要因別の内訳額を算出すること。
- ・全ての要因につき内訳額の算出が困難であっても、最低限、「特異な増嵩」の金額は算出すること。ここでいう「特異な増嵩」とは、全国を上回る増加額のうち、医療提供（供給）側のマイナス要因（上記 a かつ  $\alpha$ ）に起因するものをいう。

### 4 成果物の提出

#### （１）提出期日

令和 3 年 1 2 月 1 7 日（金） 午後 5 時

ただし、分析の途中経過・結果に関する資料は、県と受託事業者が協議の上、作成すること。また、上記 2（２）の期間内は、成果物の内容について、説明を求めることがある。

#### （２）成果物

以下ア～エのとおり作成し、所定の部数の印刷紙及び電子媒体一式を、県が別途指示する場所において提出すること。

ア 以下(ア)～(エ)を内容とする報告書 7部

(ア) 上記3(2)の見える化資料

(イ) 上記3(3)の要因分析結果(分析手法・出典資料は明示すること)

(ウ) 上記3(4)の評価手法及び結果

(エ) 上記3(5)の結果(算出過程・方法は明示すること)

※(ア)～(エ)を1の報告書とするか分冊化するかは、県と受託事業者で協議する。

イ アの報告書の概要資料 7部

ウ その他、県が必要と認めた調査分析に関する報告書 7部

エ 上記ア、イの内容を電磁的に記録したDVD等の電子媒体 一式

### (3) 提出方法及び注意事項

成果物の提出についての条件は、以下のとおりである。

- ① 成果物は、全て日本語で作成すること。ただし、日本国においても、英字で表記されることが一般的な文言については、そのまま記載することができる。
- ② 印刷紙のサイズは、A4を原則とする。なお、資料の見やすさを考慮し、A3を使用してもよい。
- ③ 電子媒体に保存する形式は、MicrosoftWord、同Excel、同PowerPointで読み込み可能な形式とし、また、それらをPDF形式により複製したのも、あわせて提出すること。なお、受託事業者側で他の形式を用いて提出したいファイルがある場合は、協議に応じるものとする。
- ④ 成果物に用いた図表等については、県で改変が可能な元データもあわせて納入すること。
- ⑤ 電子媒体は、不正プログラム対策ソフトウェアによる確認を行う等により、成果物に不正プログラム等が混入することのないよう適切に対処すること。
- ⑥ 成果物に事後的に修正等を要する場合は、印刷紙については、それまでの変更内容を表示するとともに変更履歴、修正ページ及び修正後の全編、電子媒体については、それまでの変更内容および修正後の全編を速やかに提出すること。
- ⑦ 成果物については、適宜、県に進捗状況の報告を行い、県が内容、構成等について指示した場合には、指示事項に対応すること。指示事項に対応済であることが確認できれば、県による検収に合格とする。
- ⑧ 上記(2)において指定した以外にも、必要に応じて提出を求める場合があるので、分析成果については常に管理し、最新状態に保っておくこと。

## 5 業務処理の注意事項

委託業務の遂行に際しては、業務の実施状況を定期的に報告するなど、県との連絡調整を十分に行い、円滑に業務を実施すること。

## 6 実施体制表の提出

受託事業者は、本事業委託を円滑に遂行できる事業推進体制を整備するとともに、実施体制表（組織図等）を作成し、契約締結後1週間以内に提出すること。

受託事業者が複数事業者で構成する共同体の場合は、構成する事業者間の役割分担の明示及び構成する全事業者の体制表も作成すること。

## 7 統括責任者の選任

受託事業者は、業務の遂行に必要な指揮・監督を行い、業務の遂行に関して奈良県との連絡窓口になる統括責任者を1名選任すること。交替する場合は、あらかじめ県と協議すること。

## 8 定例会議等への出席

(1) 県と受託事業者相互間の綿密な連絡調整の場を設け、より良い業務となるよう、県が開催する定例会議等には、必ず出席すること。

(2) 定例会議等は、月に1回を目安に、必要に応じて県が招集する。

※新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止の観点から、集合形式以外の会議形式によることもある。

(3) 統括責任者は、定例会議等に必ず出席すること。

(4) 定例会議等を開催した場合は、受託事業者において議事録を作成すること。

(5) 県から業務の改善を求めた場合、受託事業者は速やかに対応しなければならない。

## 9 再委託に関する事項

(1) 受託事業者は、受注業務の全部又は主要部分（分析内容・手法の企画・立案）を第三者に再委託することはできない。

(2) 受託事業者は、業務の一部を委託することができるが、その場合は、事前に書面で、再委託先ごとの業務の内容、実施の体系図および工程表、再委託先の概要およびその体制と責任者を明記して報告し、県の了解を得なければならない。再委託先がさらに再委託を行う場合も、受託事業者は同様の事前了解を必要とする。

(3) 再委託先において、本業務仕様書に定める事項に関する義務違反、義務を怠った場合には、受託事業者が一切の責任を負うとともに、県は当該再委託先への再委託の中止を請求することができる。

(4) 再委託先における情報セキュリティ要件は、以下のとおりとする。

ア 県から提供する情報の目的外利用を禁止すること。

イ 受託事業者は再委託先における情報セキュリティ対策の実施内容を管理し、県に報告すること。

ウ 受託事業者は、再委託先の資本会計・役員等の情報、委託事業の実施場所、委託事業従事者の所属・専門性（情報セキュリティに係る資格・研修実績等）・実績に関して、県から求めがあった場合には、情報提供を行うこと。

- エ 受託事業者は、委託した業務の終了時に、再委託先において取り扱われた情報が確実に返却、又は抹消されたことを確認すること
- オ 上記ア～エについては、再委託先がさらに再委託を行う場合も同様とする。

## 10 その他の留意事項

- (1) 受託事業者は、委託業務の遂行上取り扱う個人情報を、契約書に定める事項及び関係法令その他の社会的規範に基づき適切に処理しなければならない。また、業務の実施に関して知り得た情報を第三者に漏らしてはならない。
- (2) 受託事業者は、県が提供するNDBデータについて、契約書に定めるとおり、秘密保持義務を負うものとする。
- (3) 県は、業務実施過程で本仕様書記載の内容に変更の必要が生じた場合は、受託事業者と協議を申し出る場合がある。この場合、受託事業者は、委託料の範囲内において仕様書の変更に応じること。
- (4) 本業務により得られた成果は、奈良県に帰属するものとする。県は、本業務の成果物を、自ら使用するために必要な範囲において、随時利用できるものとする。
- (5) 委託事業の成果物等の第三者への提供や内容の転載及び研究目的の使用について、受託事業者は県と協議し了解を得た場合に行うことができる。
- (6) 契約の締結、業務の履行に関して必要な費用は、特段の定めのない限り、すべて受託事業者の負担とする。
- (7) この業務の実施にあたって疑義が生じた場合には、県と受託事業者が協議して定めるものとし、この協議が調わないときは、県の決定するところによるものとする。
- (8) 別添2「公契約条例に関する遵守事項（特定公契約以外用）」に記載の事項を遵守すること。
- (9) (1)～(8)の事項に違反したとき又は業務を完了する見込みのないときは、県は本委託契約を解除し、損害補償させる場合がある。
- (10) 新型コロナウイルス感染症の発生等により本業務の遂行に支障が出る場合は、事業の中止、事業内容及びそれに伴う経費積算の変更について受託事業者と奈良県と協議を行い、奈良県が決定する。

(別添 2)

**公契約条例に関する遵守事項（特定公契約以外用）**

本業務を受注しようとする者は、この遵守事項を理解した上で受注すること。

- 1 奈良県公契約条例の趣旨にのっとり、公契約の当事者としての社会的責任を自覚し、本業務を適正に履行すること。
- 2 本業務の履行に当たり、次に掲げる事項その他の法令を遵守すること。
  - ア 最低賃金法第 4 条第 1 項に規定する最低賃金の適用を受ける労働者に対し、同法第 3 条に規定する最低賃金額（同法第 7 条の規定の適用を受ける労働者については、同条の規定により減額して適用される額をいう。）以上の賃金（労働基準法第 11 条に規定する賃金をいう。）の支払を行うこと。
  - イ 健康保険法第 48 条の規定による被保険者（同法第 3 条第 4 項に規定する任意継続被保険者を除く。）の資格の取得に係る届出を行うこと。
  - ウ 厚生年金保険法第 27 条の規定による被保険者（同条に規定する 70 歳以上の使用される者を含む。）の資格の取得に係る届出を行うこと。
  - エ 雇用保険法第 4 条第 1 項に規定する被保険者について、同法第 7 条の規定による届出を行うこと。
  - オ 労働保険の保険料の徴収等に関する法律第 4 条の 2 第 1 項の規定による届出を行うこと。
- 3 本業務の一部を、他の者に請け負わせ、若しくは委託し、又は本業務の履行に他の者が雇用する労働者の派遣を受けようとするときは、当該他の者に対し、この遵守事項を周知し、遵守するよう指導すること。